

令和7年6月20日

北海道電力(株)・北海道電力ネットワーク(株)  
本店各部室 各GL 様  
全事業所 各GL・課長 様

北海道電力健康保険組合  
常務理事

＝ 健康保険証\_廃止関係 ＝

(依頼)「資格確認書」の被保険者・被扶養者への交付について

日頃から健康保健組合の各種事業にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、健康保険被保険者証(以下、「保険証」という。)は、令和6年12月2日をもって新規発行が廃止され、以降医療機関等の受診には、保険証の利用登録をしたマイナンバーカード、いわゆる「マイナ保険証」の使用が基本となりました。

一方、発行済みの保険証については、資格を有する限り令和7年12月1日まで経過措置として使用可能ですが、翌2日以降は使用不能となります。

これら一連の施策の進展に伴い、マイナ保険証をお持ちでない方が12月2日以降も引き続き医療機関等を受診できるようにするため、下記のとおり貴G・課内における交付対象者へ「資格確認書」をお送りいたしますので、お手数ですが交付対象者へお渡しいただきますようお願い申し上げます。

ご多用の中、大変恐縮ではありますが、何とぞご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 交付対象者(以下に該当する方で同封の「配付対象者一覧」のとおり)

令和7年6月4日現在でマイナ保険証による資格確認ができない以下の状況にある方

- マイナンバーカードを作っていない方、またはマイナンバーカードを返納した方
- マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている方
- マイナンバーカードを持っているが、健康保険証の利用登録を行っていない方

2. 交付方法

「配付対象者一覧」に基づき「資格確認書」が封入された封筒を対象者へお渡し願います。

なお、被保険者(従業員本人)の資格確認書がなくても被扶養者(当該従業員の扶養家族)の資格確認書がある場合があります。この場合は、被保険者(従業員本人)へお渡し願います。

3. 被保険者への配付時の対応(依頼事項)

「配付対象者一覧」に基づき対象者へ資格確認書を配付し、受領印欄に押印を受けて下さい。

配付終了(全ての受領印が押印された)後は、健保組合までチャーターにて送付願います。

また、対象者へ交付の際、12月2日以降これまでの保険証に代わるものとして医療機関へ提示するものですので、大切に保管されるようお願いいたします。

4. 担当・連絡先

北海道電力健康保険組合 担当 武田(〒060-0042 札幌市中央区大通西3丁目11番地 北洋ビル10階)

電話 011-251-4237(トール 80-2580)・メール h-kenpo@hepco.co.jp

以上